

施策体系（たたき台）と区民会議提言（小項目）との関係整理表

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

1 新しい自治の地平を切り拓くまち

自治の基本理念、基本原則の確立
(自治基本条例の制定)

協働と参画と基本理念の確立と共有
協働と参画によるまちづくりのルール
づくり(自治基本条例の制定)

参画と協働に基づく区政運営の推進

参画と協働のための情報提供の充実
協働型事業整備の確立
区民参画による施策・事業のPDCA
サイクルの確立
NPO、区民団体等協働の担い手となる
団体の発掘、育成とネットワーク化
協働の担い手となる人材を育てる学習
機会、育成システムの整備
区民参加の拠点となる地域組織等の充
実

都市内分権の推進

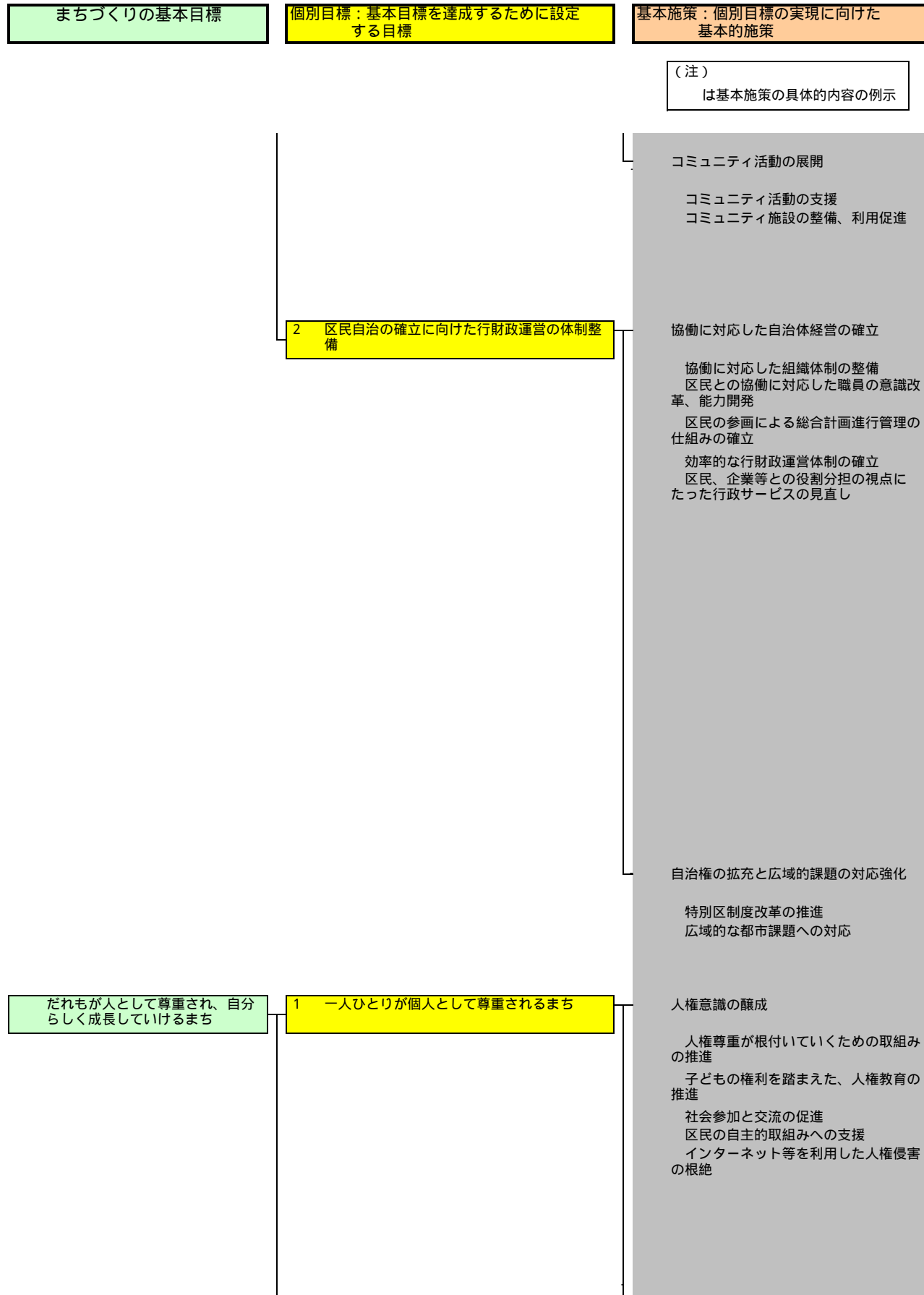
地域におけるまちづくりのための地区協議
会と行政との協働の仕組みの確立
区民参加の拠点となる地域組織等の充
実

区民会議提言		
大	中	小
提言		内容
(注)この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着。		

1	「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、共有を図る	(仮)自治基本条例」を制定による新宿区の自治のあり方、代表制民主主義と直接制民主主義の連携、区民・事業者・行政の役割の規定と参画・協働の意味やしきみの明確化
3	自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する	新たな自治の理念・仕組みの明確化に向けた「自治基本条例」の制定、区議会の改革、区民が区政を監視するシステムの構築、情報開示の徹底とその内容と質の向上
4	自治に置ける「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。	身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもだめなら、区、都、国へと、小さな組織を次の大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」の明確化

1	区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する	基本構想・基本計画の実現を担保するための、計画推進に関する評価・チェック組織の継続設置と執行状況に応じた計画の見直しと更新の仕組みづくり
1	協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする	区民・NPOなど団体、事業者、行政の役割の明確化に向けた「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」の制定と団体のネットワークづくりを支援する「(仮)NPOネットワーク」の設置
1	協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する	区民参画型の事業評価組織を設置による協働事業の評価制度の確立
1	多様な主体との協働・役割分担	PDCAサイクル(企画立案、実施、評価、改善)の各段階における外国人も含めた多様な主体の参画と役割分担の明確化
3	参加の仕組みを拡充し制度化する	区民会議のような参加の仕組みの条例による制度化、地区協議会の役割等を自治基本条例による明確化、外国人が日本人とともに区政に参加できる獅子組の確立、区民の区政への参画の制度化と意見対立があっても合意形成を図れるような制度の構築
4	自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う体制づくり	まちづくりへの様々な主体の参加の積極的な呼びかけによる実現
4	新宿区エリアマネジメント協議会	区及び各 新 地区協議会内エリアマネジメントセンター等の協働参画による新宿区エリアマネジメント協議会の創設
4	総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加	地域のまちづくりや都市計画等関わりのある、建築審査会、都市計画審議会、景観審議会等の各委員に区民や地域の代表を参加させるよう制度を改める
4	区民の声を実現していくための仕組みづくり	区民会議の成果を総合計画、基本計画、都市マスタープラン等に十分に反映させ、実現を担保していく仕組みの構築
4	まちづくり情報の普及・共有方策	住民提案は短期的な効果のみを重視し、都市計画としての長期的視野に欠けるとの懸念を払拭するため、まちづくりに関する情報を区民や地域に普及・共有していくための方策を講じる
4	地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立	都市整備に関する予算に各地域の要望を反映するため、区の予算組みの際、地域からの要請を合理的に盛り込む、事業提案制度の導入
6	地域で子育て子育て支援するボランティアやNPO(以下支援団体)との積極的な連携	行政施設や資源の提供(柔軟な施設運営)、職員との人材交流の促進、施策・サービス・助成等に関する積極的な情報提供、施策立案(計画)段階からの意見聴取機会の確保、自立・継続的な活動のための人材・資金面での援助

1	参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる	地区協議会の機能強化及び既存組織(町内会・自治会)と新組織(NPO・ボランティア団体)との協働
1	行政の組織体制を整備する	特別出張所長に一定の権限を付与し、特別出張所の機能を強化する
2	コミュニティ活動を充実させ、地域に根ざした自治をつくる	区民会議参加者の各地区協議会への参加、地区協議会と地域センターとの連携の仕組みの再構築、地区毎の具体的なテーマ別の推進チームの組成、世代を越えた地域団体のネットワークづくり
3	区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる	区民自身の意識啓発、身近な地域ごとの制度の構築、若手の参加促進など町会制度のあり方の見直し、地域情報提供の充実
4	新 地区協議会を核とした地域主導のまちづくり	区の次の分権自治単位として10地区を指定し、それぞれの地区をマネジメントする核として現行の地区協議会を改めて位置づけ直し、組織の再編を行う
4	新 地区協議会の役割、構成と運営	新 地区協議会の活動を区政にきちんと位置づけるため、その構成メンバー、役割の明確化と必要な条例、支援体制、施策、予算措置等を整備
4	エリアマネジメントによるまちづくり	各地区が、明確な地区の運営目標をもち、その目標に向かって、必要なさまざまな事業を企画運営するマネジメントの仕組みの確立
4	地区間連携によるまちづくり支援	新 地区協議会間の連携や共通テーマでの相互協力支援など、他の 新 地区協議会との協働や隣接する他区との連携活動も行える組織の整備
4	NPOの力の活用	NPOを 新 地区協議会の構成メンバー、支援組織として位置づけ、その専門性や知識力を積極的に地域に活かす方策の導入



区 民 会 議 提 言		
大	中	小
提言		内 容

(注) この「区議会提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するということの意味ではありません。

2	地域の実態や地域情報を区民・行政間で広く共有し、地域課題を的確に把握する	行政から区民への情報伝達方法の見直しや行政と町会の会議の開放、地域政策環境指標の提供
2	コミュニティ活動推進人材の育成と確保	シニア・団塊の世代・外国人などの社会参加促進、コミュニティ活動を抜本的に活性化するための専門的な人材の育成
2	コミュニティの活動拠点（施設面）の整備・拡充と利用の促進	各地域センターの機能の拡大強化とその活用による住民のコミュニティ意識の醸成、啓発、公共の空きスペースや身近な民間の空きスペースの活動拠点としての活用

1	行政の組織体制を整備する	「参画・協働」の推進のための専任組織（企画調整室や政策室など）の設置、「お役所的な意識と行動を改め、柔軟な組織運営を図る、NPO等と対等で豊かな関係性を築き、教護同事業を推進する、行政文化と区民側の文化（納税者としての文化・企業の効率優先の文化）の違いを認識し尊重した上で共生を図る
1	行政の体質改善・意識改革を図る	前例にとられない実行力や新しい仕事への挑戦、広報、啓発への積極的な取組など行政の体質改善、意識改革の実施
1	多様な主体との協働・役割分担	P D C A サイクル（企画立案、実施、評価、改善）の各段階における外国人も含めた多様な主体の参画と役割分担の明確化
1	協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する	区民参画型の事業評価組織を設置による協働事業の評価制度の確立
4	総合計画、都市計画、建築、景観関係の委員会、審議会への区民参加	地域のまちづくりや都市計画等関わりのある、建築審査会、都市計画審議会、景観審議会等の各委員に区民や地域の代表を参加させるよう制度を改める
4	区民の声を実現していくための仕組みづくり	区議会議の成果を総合計画、基本計画、都市マスタープラン等に十分に反映させ、実現を担保していく仕組みの構築
3	自立した区政をつくる - 能率的な行政体制の確立	区職員の意識改革の徹底、「小さな区政」を目指した区政運営の推進
4	新しいまちづくり財源確保のための仕組みづくり	まちづくり支援ファンドやコミュニティファンド、BID、まちづくりNPOのための自主財源確保の仕組み、企業スポンサーをまちづくり活動と連携させる仕組み、使途指定の納税制度の導入など、税収だけに頼らないまちづくり財源の確保手法の開発
4	企業の地域参画の仕組み作り	英国における「グランドワークシステム」のような、企業のスポンサー制による環境改善やまちなみ景観保全などの制度導入など、公的活動参加のインセンティブを高めるための制度の整備
4	まちづくりのソフトに対する予算づけ	イニシャルコスト中心の予算からランニングコスト+イニシャルコストのバランス良い予算立てへの移行
4	単年度予算の仕組みからの脱却	まちづくり事業の継続性を確保するための新しい予算組みの仕組みの検討
4	まちづくりのための税制上の支援制度の検討	保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持・活用する場合の、土地や建物の相続に関する税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援する

3	自立した区政をつくる - 能率的な行政体制の確立	地方分権における権限に見合った税財源の移譲に向けた国や都への働きかけ、自治基本条例制定による国や東京都と対等な立場での相互協力関係の構築、都区制度改革の一層の推進
4	自治に置ける「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。	身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもだめなら、区、都、国へと、小さな組織を次の大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」の明確化
3	広域的な都市課題への対応	大都市特有の課題解決に向けた都市間、都、国との密接な連携

6	必要などころに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統一	子育てや子どもに関する情報を一元的に集約する『（仮称）子育て情報課』の設置、子どもの利用の多い公園における子育て専用情報掲示板の設置
7	出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する	伝承したい育児情報を伝える情報誌（おせっかい本）の発行（多言語での発行）、『はじめの一歩助っ人（仮称）』（地域住民による子育て支援ボランティア）の養成と活動の推進、地域住民が参画する出産前の親教室の充実（曜日・回数等）
7	出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる	産後ヘルパー利用の一定回数無料化、産後ヘルパー支援が受けられる期間の延長、訪問育児支援サービスの2歳児までの延長、訪問支援や相談体制の充実
7	地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる	保護者当事者が主体となった子どもの遊びと子育て・親育ちに関するワークショップの実施（企業や地域の先輩を巻き込み）、教育委員会などを通じたしつけ等をテーマとした親向け講習会の実施と区による活動支援（会場・経費・広報など）
10	「持続可能な社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり	「持続可能な社会」実現のための組織やより良い社会づくりへの「子どもの参画」のための住民主体の仕組みづくり

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

男女共同参画の推進
男女の人権の尊重
職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
区政への女性の参画の拡大

子どもの人権尊重
子どもの虐待防止と権利擁護
子どもの権利条例の制定

支えを必要とする人々の人権の尊重
認知症高齢者等の権利擁護
障害者・要介護者の人権尊重のためのノーマライゼーションの理念の推進(物理的な壁、制度的な壁、心の壁の除去)
ホームレス等に対する差別や偏見

2 子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち
地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり
子育てに関する相談・支援体制の充実
地域における子育て支援サービスの充実
母と子の健康を守る保健医療の充実

仕事と家庭生活との両立の支援
子育て家庭のニーズに応じた都市型保育サービスの充実
仕事と子育てとが両立できる職場環境づくりの推進(ワーク・ライフ・バランス、公私格差への対応)

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着していません。				
1	1	1	「子どもの人権保障」を念頭においた子育て支援の拠点づくりを行なう	親や子ども、区と関係機関、区民の協働による企画、運営体制づくり
1	1	1	子どもの権利侵害を、第三者の大人に打ち明けられる窓口の拡大	第三者による電話での相談機関(新宿独自のチャイルドライン等)の創設や、児童館や子育て支援施設などでの子ども相談の充実
1	1	1	権利侵害から子どもを救済するためのネットワークづくり	行政機関・民間NPO・医療機関・弁護士等を繋ぐ「子どもの権利擁護ネットワーク」の設置
1	1	1	子どもに市民としての参画の機会を提供するために、新宿子ども会議(仮称)をスタートする	子どもたちの要望や意見を引き出すサポーター(大人)からのボトムアップの会議の組成、子どもが主体的に、継続的に参画して問題解決していく機会と体験の保障、子どもの主体性を上手に引き出すファシリテーターの養成
1	1	1	子ども会議を支援し、子どもの権利条例の準備委員会的な場の設置	さまざまな立場の大人たちも加わった子どもの権利擁護について議論する場の設置
1	1	1	子どもの権利救済・回復を図るための第三者機関として、オンズパーソン制度を設置する	専門家ら第三者からなる新宿区独自の子どもの人権オンズパーソン制度の設置
1	1	1	特に支援を要する子どもたちの権利を十分保障する	障がいのある子どもや日本語が不自由な子どもたちへの平等な機会の保障と配慮
10	10	10	さまざまな社会的ハンディについて体験的に理解する機会の創出	教育の場、職場・地域社会のあらゆる生活の場を通じて社会的ハンディを体験的に理解する機会を設ける
10	10	10	ホームレスと地域住民を対立的に捉えず、人間としての胸中の視点にたった解決策の推進	「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」の趣旨を充分活かして実現する。ホームレスの人たちの就労ニーズに応じて適切な就労支援の実施 物質的な援助ばかりでなく生きる意欲が持てる支援策の実施
10	10	10	住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創設 擬似体験学習の普及	福祉施設のボランティア体験やイベント交流機会の推進
6	6	6	必要などころに必要な情報やサービスが平等に届くため、子どもに関する管轄の統一	子育てや子どもに関する情報を一元的に集約する『(仮称)子育て情報課』の設置、子どもの利用の多い公園における子育て専用情報掲示板の設置
7	7	7	出産直後に初めての土地や育児に戸惑わないため、妊娠中から地域の情報や先輩からの育児の学びの機会をさまざまな形で提供する	伝承したい育児情報を伝える情報誌(おせっかい本)の発行(多言語での発行)、『はじめの一歩助っ人(仮称)』(地域住民による子育て支援ボランティア)の養成と活動の推進、地域住民が参画する出産前の親教室の充実(曜日・回数等)
7	7	7	出産直後から2歳までの育児負担の大きい時期の訪問育児支援・訪問相談を充実させる	産後ヘルパー利用の一定回数無料化、産後ヘルパー支援が受けられる期間の延長、訪問育児支援サービスの2歳児までの延長、訪問支援や相談体制の充実
7	7	7	地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる	保護者当事者が主体となった子どもの遊びと子育て・親育ちに関するワークショップの実施(企業や地域の先輩を巻き込み)、教育委員会などを通じたしつけ等をテーマとした親向け講習会の実施と区による活動支援(会場・経費・広報など)
10	10	10	「持続可能な社会」実現のための活動や「子どもの参画」のための地域組織づくり	「持続可能な社会」実現のための組織やより良い社会づくりへの「子どもの参画」のための住民主体の仕組みづくり
7	7	7	多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供	育児に関心の薄い父親向けのワークショップや学習会の実施、勤労者、退職者などを対象とした地域人として活動するための講習会の実施、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした住民、企業向け講座の開催
7	7	7	子育てを重点に取り組みきたい専業主婦の社会活動参加のための支援	手軽な料金と気軽な手続きで一時的保育を頼める先の確保、将来的に就職したい専業主婦のための資格・技能取得支援(情報提供・研修など)、子育てサークル活動や子育て支援サービス・介護訪問ヘルパー活動など有償ボランティア活動の紹介の充実
7	7	7	就労中の親も地域活動・地域生活に取組みやすくするための支援	PTAや健全育成などの地域活動の実施日の検討、区や企業による夕方から土・日に使える施設や会議室などの提供、企業ボランティアによる参加者の子どもの一時保育支援(区からの協力依頼)

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立促進

児童虐待の防止と子どもの権利擁護
障害のある子どもの子育て支援
ひとり親家庭への支援

子どもの成長に応じた支援（のびのびと成長できるしくみづくり）

子どもの居場所や公園・遊び場の確保
放課後全児童対策の充実
高齢者等と子どもの交流促進

子どもの安全と子育て支援の環境づくり

子どもを犯罪から守る取り組みの充実

子どもを交通事故から守る取り組みの充実

子どもに有害な情報を適切に管理する仕組みの強化

子どもの生きる力を伸ばす教育環境づくり

幼児教育の充実
確かな学力と地域に開かれ信頼される学校づくり

子どもたちがたくましく生きるための学習の充実

障害のある子どもの教育の推進

3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

区 民 会 議 提 言

大	中	小	提 言	内 容
---	---	---	-----	-----

(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着。

7			子どもをたくさん生み育てたい人がもう一人いても大丈夫と子育て支援策を実感できる、医療や教育面での経済的な支援	公立・私立幼稚園の保育料保護者負担一律化、乳幼児医療費補助制度の対象年齢の拡大
2			「新宿区はワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援します（育てます）」というスローガンを掲げ、企業	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定企業の計画の達成状況の把握、従業員数が300人以下の企業での独自の行動計画づくりの奨励
2			企業と地域や区民をつなげる橋渡し役や交流の場づくりを検討していく	「家族でご飯を食べる日」など、企業と区民が一緒に取り組める新宿区独自の意識啓発キャンペーンの実施、先駆的な企業の具体的なワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献の事例の紹介、地域に密着した企業との橋渡し役になる人材またはネットワークづくり
2			ワーク・ライフ・バランス企業に対する新宿区独自の優遇措置	ワーク・ライフ・バランス推進や地域貢献に取り組む目標値を設置し、達成した企業の表彰及び周知、目標達成企業に対する区独自の優遇措置の検討
2			ワーク・ライフ・バランス企業を推進するための区民の組織づくり	行政、区民と一緒にあったワーク・ライフ・バランスや地域貢献をテーマとした企業間交流や研究の場づくり、中小企業の互助会的な組織づくり

--	--	--	--	--

3			小学校を核とした子どもとコミュニティの居場所づくり	近隣の小学校の場を積極的に活用した居場所づくり（地域の人・親・ボランティア・専門家などによる運営）
6			子どもが豊富な体験・経験をする育ちの場（居場所）づくり	公園、路地裏や商店街の一角、学校その他の跡地、個人の住宅、マンションや企業の会議室...など、多様な子どもの居場所づくり（外国籍の親子の情報交換の場所や、多国語の環境のひろばや職業体験など、地域ごとのニーズにあった形）
6			新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり	子ども達の目線に立った、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地などの見直し・改善、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合えるための公園づくり
6			子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり	居場所づくりの支援や他機関との連携、問題解決を行なうソーシャルワーカーのような「（仮称）居場所ファシリテーター」の養成・配置、多世代のつながり、障がい児や外国籍の子どもをサポートする専門的な知識や通訳などの技能を持つスタッフの養成
10			大切にしたい伝統文化を子どもたちに伝える	各地に開設される子どもの居場所における、伝統文化・技術・芸能・芸術・武道・遊びなど、地域の高齢者による学習機会の提供

1			安心して若者が集えるまちづくりのために	新宿区民として安心して若者が集えるまちをつくるため、性風俗関連特殊営業について協議の場を設ける。
---	--	--	---------------------	--

2			より質の高い教育を得られる学校づくりをめざして	学級編制権や教師のフリーエージェント制など、現場の裁量権の拡大による子どもたちの実態に応じた取り組みの推進
2			子どもから慕われ信頼される教師の確保と育成	教員の採用や研修等における区独自の取り組みの推進、教員養成課程を有する区内大学機関との連携
2			学校図書館の充実と区立図書館との有効連携活用	全公立学校の図書を含めた区内全図書情報の一元管理による質の高い図書指導の実施と子ども読書の推進
2			地域に信頼される学校づくりを目指した学校選択制度	小学校低学年における登下校時や放課後の過ごし方など新たな課題を踏まえた、学校選択制のメリットとデメリットの再検証。
2			支援を必要とする子どもたちが個性に応じて学べる環境づくり	現場の裁量による柔軟な支援体制の整備、必要な情報や支援を専門家のアドバイスをより迅速に得られる環境づくり、「特別支援教育」と就業・進路相談との連携、「特別支援教育」の周知徹底
2			日本語教育の支援が必要な子どもに十分な学習の機会を保障するための手立て	入学準備クラスの設置、全ての親を対象とした高校進学ガイダンスの実施、教科学習が不十分な子どもを対象とした放課後学習クラスの実施（指導は定年退職者などのボランティア等を活用）、日本語教育のための教員研修の実施、中学校での日本語教室設置
3			開かれた学校づくりのための学校評議員制度の改革	構成枠の工夫（教職員、中学生生徒、公募区民の参加枠の設定）、行政による研修の実施などの支援
3			子どもの教育をよりよくするための開かれた教育委員会の設置	委員の選出方法の一部公募化
7			地域に頼るだけでなく、保護者当事者が子どもの成長とともに子育て支援の担い手として、地域で循環していく仕組みづくりをつくる	保護者当事者が主体となった子どもの遊びと子育て・親育ちに関するワークショップの実施（企業や地域の先輩を巻き込み）、教育委員会などを通じたしつけ等をテーマとした親向け講習会の実施と区による活動支援（会場・経費・広報など）

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

地域とともに育む教育環境づくり
開かれた学校づくり(コミュニティスクール)
地域との協働による教育力の向上(スクール・サポート体制)
家庭や地域における教育力の向上
次代を担う若者への応援
若者の社会的自立の支援

生涯にわたる学習・スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境の充実
生涯学習活動への支援
大学等との連携による高品質な学習機会の提供
地域での活動のきっかけづくり
地域での学びの場と機会の確保
総合型文化・スポーツクラブの整備推進

図書館機能の充実
新中央図書館の整備
学習を支える情報ネットワークの仕組みづくり

生涯学習活動を主導する地域人材の育成
地域での学びを支える人材づくり

一人ひとりの健康づくり
区民みずから主体となる健康づくり
保健所を中心とする健康づくり

5 心身ともに健やかにくらすまち

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注)この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着していません。				
	3		教育力向上のためのスクール・サポート体制づくり	スクール・コーディネーターを2名化、学区を越えた人材サポートシステム「スクール・サポート・バンク(仮称)」の組成
	4		自己を知りビジョンを描くための青少年の能力開発支援	能力開発のプログラムの提供
	4		社会的責任を醸成するための青少年の社会参画の機会づくり	青少年自らが、社会の問題や自らを取巻く環境の課題を発見し、解決するための方法を模索し、実行するための計画・実施・検証を行う機会の提供
	4		ニート(NEET)と呼ばれる青年たちへの対応	若者自立支援連絡会の施策の吟味と検討
	10		子どもたちが社会で学び、社会参画の意味を知る機会づくり	コミュニティ学館(仮称)による子どもへのキャリア学習実施の支援・コーディネート
学校における芸術教育の充実や地域の文化活動の支援により、子どもや青少年が文化に接する環境を提供する。				
	7		多様な生き方を認め合い、選択を考えられるための生涯学習の機会を提供	育児に関心の薄い父親向けのワークショップや学習会の実施、勤労者、退職者などを対象とした地域人として活動するための講習会の実施、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした住民、企業向け講座の開催
	9		身近な地域の施設や活動拠点を増やす仕組み	身近で気軽に利用できる施設を増やす施設のあり方・運営・活動メニューの改善
	9		「団塊の世代」の地域参加	団塊の世代の人たちが、地域における活動に参加しやすくなるきっかけづくりを進める。
	10		『持続可能な社会づくり』のための新宿区コミュニティ学館(仮称)の創設	「持続可能な社会づくり」を総合テーマとしたコミュニティづくりの学びの場の整備による、区民活動のネットワーク化や産官学の連携モデル事業の実践と発信
	10		子どもも大人も持続可能な社会づくりについて学べる機会づくり	コミュニティ学館(仮称)による、人権尊重と共生をベースとした福祉教育や地球規模での共生をベースとした国際理解・環境教育・食育などを統合して学ぶ場の提供
	8		図書館・情報センターに求められているもの	図書館の重要性が見直され、文化・楽しみの発信基地としての役割が期待される。その結果、図書館運営や職員には、資料選択・保管や来館者ニーズの把握、コンシェルジュの実施など多様な知識と経験・能力が求められる。
	8		誰もが利用しやすい図書館であり、情報センターであること	子供や高齢者など多くの人が気軽に訪れることができるよう、図書館を適切に配置する。そうして配置された図書館は、本来の図書館機能に加えて、情報センターとしての機能を充実し、地域の人の交流と集会の場所として機能させる。
	6		保護者のつながり作りへの積極的な支援	保護者の地域参加や、区民の活力アップ、親の社会力アップに向けた、「保育園の父母会」や、「幼稚園のPTA」、「学童クラブの父母会」を対象とした児童館職員や学校教員による積極的な活動支援
	6		子どもの育ちの場を見守る地域の人材づくり	居場所づくりの支援や他機関との連携、問題解決を行なうソーシャルワーカーのような「(仮称)居場所ファシリテーター」の養成・配置、多世代のつなぎ役、障がい児や外国籍の子どもをサポートする専門的な知識や通訳などの技能を持つスタッフの養成
	9		仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成	魅力あるリーダーの育成や、施設や活動拠点を活発に機能させるプログラムを考えたり、相談に乗ったりすることのできるコーディネータの育成
	10		地域の担い手・繋ぎ手の育成のための、学びの機会の提供	NPOのような「担い手」や地域の「繋ぎ手」を継続的・戦略的に育成するプログラムの構築と提供するシステムづくり

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

だれもが質の高い、安全で安心な暮らしを実感できるまち

1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

2 だれもがいいきと活躍できるまち

ライフステージを通じた健康づくりを支える取組みの推進

生活習慣病予防の推進
がん予防の推進
精神保健・医療・福祉サービスを支える体制整備
生活衛生の推進

新しい状況に対応した保健・公衆衛生の充実

多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等）
こころの健康づくりの推進

区民がスポーツ活動等に親しめる機会の充実

スポーツ振興の推進

高齢者とその家族を支えるサービスの充実

在宅・施設サービスの充実・基盤整備
認知症・うつ対策の推進
介護予防事業の推進
介護に関する情報提供、相談体制の充実

障害のあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実

支援サービス体制の整備
地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実
施設サービスの充実

住み慣れた地域で支え合うしくみづくり（地域コミュニティの活性化）

地域社会での相互支援のしくみづくり
生活を保障する体制の整備・充実（セーフティネット）

高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大

高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり

ITを生かした新しい社会参加への支援

スポーツなどに親しめる環境づくり

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注)この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するというを意味していません。				
9			生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	日々の暮らしの中で自分に合った健康づくりを実践し、人に迷惑をかけない生き方をしていきたいという気持ちを大切に、行政と民間が取り組んでいく必要がある。
8			家族介護者への支援	介護者の身体的疲労や精神的サポートをきめ細かく方策を講じる
8			在宅と施設の連携	介護が必要になっても、住みなれた地域で生活できる環境の整備に努める。
8			公的介護サービスの改善	病気や緊急時にも対応できる柔軟なサービス体制の整備 サービス利用手続の簡素化、効率化 今後確実に増加する社会的介護にかかる費用で、介護保険料、サービス利用料が上昇することで、区民一人一人の負担が重くならない仕組みの検討
8			マンパワーの強化に向けて	ケアマネージャーやヘルパーの資質向上のための研修の実施や、調整を行う機関の設置 介護サービス従事者が継続して働き続けることができるような労働環境等の整備・監視
8			健康増進、介護予防への取組みの促進	健康増進・介護予防意識の啓発 高齢者向け健康診断・健康管理体制の整備 健康維持・介護予防が身近なところでできるような仕組みづくり（ソフト・施設）
8			介護に関する情報提供の仕組みの改善	介護に関する教育・知識を学べる啓発システムの構築
10			社会的ハンディのある人の社会参加の促進	障害者自立支援法運用にあたっては、障害者の実態にあった支援を
10			住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出	地域通貨を活用したボランティア体験・交流機会の創設
10			ボランティア活動の育成・普及	一般のひとのちょっとした介助が、高齢者や障害者が外で活動する時に大いに手助けとなるため、介助技術の一般の方への普及啓発を図る ボランティア参加者の範囲が広がることにより、ボランティア活動をそのものも発展を図る
8			マンパワーの強化に向けて	民生委員や地域の関係者等による地域における、介護サービスの監視・評価・勧告の仕組みづくり
8			介護に関する情報提供の仕組みの改善	身近な地域の中で、気軽に介護について情報交換ができる場所、交流できる場所を設ける。
8			地域交流の活性化	地域における介護支援を行うコーディネーター、人材の育成 高齢者と民生委員等地域の支援者との間をつなぐ、個人情報保護に十分配慮した新たな媒介の方策の検討
10			一人暮らしの孤独死を防止する	地域住民や、新聞配達員等の力を借りた住民レベルでの見守りによる孤独死の防止 マンション等に居住する独居老人が地域や行政とつながりを強くし、支えあう仕組みづくり
9			身近な地域の施設や活動拠点を増やす仕組み	身近で気軽に利用できる施設を増やす 施設のあり方・運営・活動メニューの改善
9			高齢者のIT活用に力を入れる	高齢者のIT活用に力を入れる
9			「生きがい」は、基盤となる経済支援情報の提供・相談から	高齢者が生きがいを持てるよう、経済的基盤を確保するため、高齢者の雇用、経済的支援に関する情報の提供や相談を窓口を設ける
9			仲間づくりの核となる地域のコーディネーターやリーダーの育成	魅力あるリーダーの育成や、施設や活動拠点を活発に機能させるプログラムを考えたり、相談に乗ったりすることのできるコーディネーターの育成
9			ボランティア、社会貢献活動を促す心理的サポートの充実	高齢者の社会参加を勧めるためには、心理的サポートが必要
9			生きがいづくりは、生涯を通じた、心と体の健康づくりから	日々の暮らしの中で自分に合った健康づくりを実践し、人に迷惑をかけない生き方をしていきたいという気持ちを大切に、行政と民間が取り組んでいく必要がある。
10			一人暮らしの孤独死を防止する	地域住民や、新聞配達員等の力を借りた住民レベルでの見守りによる孤独死の防止 マンション等に居住する独居老人が地域や行政とつながりを強くし、支えあう仕組みづくり

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

障害のあるひとの社会参加・就労支援
 障害のあるひとの自立と社会参加の促進
 障害のあるひとが地域で生活しながら働き活動できる環境づくり
 ITを生かした就労支援

だれもがくらし続けたい住まい・まちづくり

快適で安心してくらしたい住まいづくり
 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
 質の高い住宅と良質な居住環境の整備

外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり

コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等）
 生活支援（ルール、言語や習慣の違いに配慮した行政サービスの提供、災害への対応、相談体制等）
 多文化共生の意識づくりと推進（意識啓発、外国人の参加のしくみづくり等）
 外国人の暮らしやすい環境整備の推進体制の整備

3 日常生活の安全・安心を高めるまち

犯罪の不安のないまちづくり

地域が主体となった安全対策の推進
 犯罪が発生しにくい環境づくりの推進

交通事故などのない安心なまちづくり

安全な道路交通環境の整備
 交通安全教育の強化
 事故発生時の緊急体制の整備

消費者が安心して豊かにくらしたいまちづくり

賢い消費者になるための学習機会の提供
 消費者センターにおける相談体制の充実
 消費者への情報提供の充実

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するというを意味していません。				
	10		障害者インターンシップなど障害者の雇用につながる機会の創出	障害者インターンシップなど障害者の雇用につながる機会の創出
	10		社会的ハンディのある人の社会参加の促進	障害者インターンシップなど障害者の雇用につながる機会の創出 企業に働きかけ車椅子用トイレカーを作り、イベントや被災時に貸し出す 障害者だけでなく、区民一人ひとりのニーズを受け止め、適切な部署へ解り易くコーディネートを行う窓口や仕組みを設ける
	10		住民による身近な地域でのボランティア体験・交流の機会の創出	地域通貨を活用したボランティア体験・交流機会の創設 福祉施設のボランティア体験やイベント交流機会の推進
	12		ユニバーサルデザインを柱としたまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくりを基本構想の基盤として位置づけ、ユニバーサルデザイン室の創設、区と区民の協働によるユニバーサルデザイン委員会の立ち上げ、ユニバーサル条例の制定等を進めるとともに、ユニバーサルデザイン商品の利用を推進する
	12		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり1	ユニバーサルデザインに基づく住宅整備を推進するため、住環境に関する情報取りまとめ機関、総合的な相談機関、専門家・介助者等との連携機関を設ける
	12		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり2	住み替え等に関する情報収集・提供・相談・ネットワークを機能させるため、各種機関の連携を担うコーディネーターの育成等の支援体制の整備や経済的な支援を実施する
	12		地域に住み続けられる支援と仕組みづくり3	リバースモーゲージ制度、子育て支援認定マンション制度、ワンルームマンション条例の事業や条例等について、地域・住民・事業者・行政間で検証を行い、課題発見と解決策を検討する
	12		多様な住居ニーズに即した住宅づくりへの適切な支援の検討と仕組みづくり方策	コレクティブハウス等、多様な住居ニーズに即した手法と連携した良質な住宅づくりへの支援を進めるとともに、中学校跡地等への複合施設の誘致を促す
	11		居住への総合的対応	外国人の増加に対し、教育、医療、福祉、雇用、犯罪、コミュニティ、文化などの課題に対し、専門部局の設置等により総合的に対応
	11		相互理解を深める対応	外国人への施策、多文化共生に係る情報の区民、諸団体等への提供による共生への理解促進とコミュニケーションの円滑化
	11		外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域のネットワークをつくる	関連NPOや在住留学生・外国人諸団体等の組織化と活用、日本人と外国人の協同作業の活性化、地域団体と外国人（民族グループ）のネットワーク化
	11		代表者会議の設置と外国人の人権の尊重	代表者会議の設置による外国人の声を聴き、区政に参加できる機会の創出、超過滞在外国人へのサポートの実施、住宅や教育など多文化共生のための基盤整備
	7		国際都市新宿にふさわしく、子育て情報を多言語で提供していく	区民ボランティアの育成、活用による日本人住民と外国の言葉を持つ住民との交流・相互理解の促進
	14		犯罪を許さない安全・安心なまちづくり	区民の自主防犯意識を醸成し、地域活動や防犯カメラの設置を通じ、犯罪が起こりにくい状態を目指すとともに、区と協働で住みよい生活環境を構築するため、多種多様な人々のネットワークの構築を進める
	14		地域に安全安心なまちをつくる（都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み）	地域安全課の新設や区内在住職員の拡大など、行政の危機管理能力の向上を図るとともに、各種機関との連携と協働の充実により、「子ども」を含めた様々な取り組みへの体制を整備する。また、情報公開・普及活動の促進やイベント・研修の実施による住民の意識改革を進める。
	15		犯罪をゆるさないまちづくり	犯罪の未然防止のため、関係機関が協力し交番を防犯拠点とした地域ぐるみの対処を進めるとともに、警察組織の再編や人材育成等、防犯相談所の増設、犯罪被害者支援法を活用した救済支援制度の整備・推進を図る
	15		地域の安全と安心なまちづくり	関係機関における防犯情報の共有、犯罪クリーンアップ作成の歌舞伎町以外への拡大実施、多目的スーパー防犯灯による犯罪の監視・抑止、学校安全警備員の配置や警察官OBの巡回等による学校安全対策の強化
	8		安心な信頼のおける情報ツールとトラブル解決システム	安全な消費生活を営むために、既存の新宿消費生活センターを中心に、行政と消費者団体の協働によるイベントの実施や情報の収集・提供の仕組みを構築する。

まちづくりの基本目標	個別目標：基本目標を達成するために設定する目標	基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策
------------	-------------------------	-----------------------

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

持続可能な都市と環境を創造するまち

1 都市活動を支える都市基盤を整備するまち

都市基盤施設の整備

基幹的公園や都市の骨格を形成する道路網の整備・改善

交通結節点の整備

駅周辺の環境整備による魅力ある都市空間づくり

環境に優しい交通施策の推進

便利で利用しやすい公共交通機関の充実

歩行者や市街地環境に配慮した適正な自転車利用の促進

水辺と森の再生

水とみどりの環づくり
7つの杜づくり
水辺環境の整備
区民の森の整備

2 災害に備えるまち

災害に強いまちづくり

公共空間の防災機能の強化
建築物等の耐震化の促進
治水対策の推進
震災時の復興を円滑に進めるしくみづくり

災害に強いひとづくり

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容

(注) この「区議会提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するということの意味をいたしません。

1	大規模構築物の地下化への要請	首都高速5号線の架橋下となっている神田川の江戸川橋以西における首都高速の地下化の要請、外濠を埋め立て利用しているJRの将来的な地下化による貴重な水面の保全
6	道路の幅員別のあり方	幹線道路(20m以上)：区内に点在する公園や河川・堀・蒲田(7つの森の復活)を街路樹で繋ぎ、区内に緑の風を通す、自動車・自転車と電動車椅子・車椅子(電動)歩行者の棲み分けをする、安全な歩道の管理、駐車スペース・荷さばき(一時停車)スペースの設置、24時間ゴミ置き場設置、タクシーの待ち制限、電線等の地中化と低騒音舗装、トイレの設置、福祉重

5	新宿駅ビルの超高層ビルについての提案	周辺に開かれた低層部設計(公道、民有地を含めた総合的に魅力ある空間の創出)、類似施設開発(京都駅ビル、名古屋駅ビル)を踏まえた魅力ある空間・施設づくり、地元商店街に悪影響を及ぼさない「駅ナカ」商業施設の規模設定、「駅ナカ」の自由通路移動による駅東西の分断の解消
3	新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高め、歩いて楽しい、歩きたくなる街とする。

6	駐車場	街の中心部から外れた場所(地下鉄や路面電車・バス停の近く)に大型駐車場を設置し、循環バスや自転車タクシー等と連携、中心部と駐車料金に差をつけるなどにより、街中に車をなるべく入れない工夫をする。
7	誰にも利用しやすい鉄道	ホームと車両間の自動ブレードの設置、ベビーカーや電動車椅子でも利用しやすいエレベーターの設置基準やベビーカーや電動車椅子でも乗車しやすい社内空間の整備(優先車両の設置等)、交通渋滞を誘発する開かずの踏切(一定時間以上開かない踏切)については鉄道会社が責任を持って対策を検討し、実現する。大江戸線春日駅のような駐輪場を基準に、鉄道利用者を十分に補えるスペースの駐
7	路面電車(LRT)の復活	架線のない地下集電システムのLRTを復活させる。早稲田と区内の公園を結ぶ路線を中心にLRTのルートを検討する。採算性向上のため企画列車の運行を実施する。
7	利用しやすいバス	既存バスのルートの見直しやスポーツ・文化施設へのアクセスを向上させるコミュニティバスの導入。雨風をしのげる待合所の設置やフリー乗降区間や時間の設定など乗降環境の改善。環境や需要に対し適切な車両(エコカー、小型バス等)の使用。料金の見直し。

1	時空間の連続性を重視したまちづくり 地形を活かした都市計画	地形風土マスタープランの新設、まちづくりと一体となった水辺とみどりの整備事業、地形の大規模変更の禁止条例の制定、歴史的に危険な「下町低地」の防災性の向上など下町低地地区に重点的に資源を投入するまちづくり
1	新宿の「森」の再生 - 旧蒲田を新宿の森へ	既存の七つの緑 新宿中央公園周辺、落合斜面緑地、戸山公園、早稲田大学・甘泉園周辺、外濠周辺、明治神宮外苑、新宿御苑に迎賓館周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、花園神社・区役所周辺、信濃町周辺、矢来町公園周辺、防衛庁周辺などの七つの旧蒲田を加え、十四の「新宿の森」づくり
1	失われつつある水辺の再生	神田川、妙正寺川、外濠の水辺の再生、整備、神田川における剃刀護岸の親水護岸化、妙正寺川における親水性に富んだ遊歩道の整備、国、東京都、千代田区、港区との連携による一部事務組合設置等による祭制定等による外濠の保全、再生
1	「水辺と森の環」	新宿区の外縁部を縁取る水辺と「新宿の森」をみどりの回廊で囲み、「水辺と森の環」として整備、(妙正寺川、神田川、外濠、玉川上水の水辺の整備と新宿中央公園周辺、花園神社・区役所周辺、新宿御苑、神宮外苑、迎賓館周辺、信濃町周辺、防衛庁周辺、矢来町公園周辺、東京女子医大周辺、総務省第二庁舎周辺、戸山公園、早稲田大学周辺、落合斜面緑地をみどりの回廊で繋ぎついで)
5	水辺の空間の創出を促進	川沿いの公園の遊水公園化、川沿いに遊歩道とサイクリングロードを設置し川を上から見渡せる人道橋を設置、神田川・妙正寺川の親水公園化、玉川上水の復活による大木戸までの水辺空間の創出、外濠の水質改善と親水公園化、高度処理水の活用による水質浄化の促進

15	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	大規模地震災害に備えた都市まるごとの耐震不燃化、幹線道路と沿道の延焼遮断帯設置、10年後の耐震化率の数値目標の設定による取り組み、ライフライン、公共(学校・避難所など)・準公共施設(駅・劇場・ホールなど)の耐震化の優先実施、昭和56年以前の建物の耐震診断と木造住宅を中心に耐震化工事の助成を実施(地震保険の活用推進)、細街路の電信柱の地中化の推進、ブロック塀の耐震を含めた木造密集地域の安全性の向上や新防火地域の導入による(容積率の緩和+準耐火仕様以上)耐震不燃化に向けた小規模建築物の共同化(ミニ地域開発)推進
15	備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の整備充実	速やかな初動体制確保に向けた災害対策本部、区役所等々の拠点と避難所、公園などを結ぶ防災無線の見直し等による情報提供、被災状況掌握の迅速化、避難所施設の充実に向けた多目的貯水槽増設、下水直結型トイレ増設、区民自らの手による救援、救護、初期消火に向けた防災資機材の提供と充実、特別出張所ごとの地域防災ハザードマップの作成、新たな避難所の指定、防災区民組織の連携強化による最新の災害情報の共有
15	総合的な風水害と治水対策の促進	環七地下河川(将来東京湾へ注ぐ)などの早急な整備、雨水浸透能力を高める舗装道路や路上鉄砲水に対応できる下水道幹線整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)、雨水排水溝の時間雨量7.5ミリ対応への早急な拡充と10年後の100ミリ対応へのさらなる拡充
15	災害復興計画と都市機能の再生	区長室、都市計画部、環境土木部などによる災害復興計画の作成・公開、被災時には震災三日後から被災者救済・ライフラインの復旧・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給など優先順位を決め速やかに災害復興を実施、企業は震災事業継続計画(BCP)を策定して災害倒産や災害失業を極力抑制、区は都市機能再生を地区計画等を活用して国、都と共に計画的に実施

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

3 環境への負荷が少ないまち

一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上
災害弱者に対する防災安全対策の推進（高齢者、障害のあるひと、子どもや外国人等）
地域の防災力の向上

資源循環型社会の構築
ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサイクルの推進
資源ゴミの分別収集の拡充
資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化

地球環境問題への取り組みの推進
事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援
区民の省エネルギー意識の醸成
地球環境にやさしい交通・まちづくり

区 民 会 議 提 言

大	中	小	提 言	内 容
---	---	---	-----	-----

(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着していません。

14			区と区民の協働での防災体制づくり	区は災害時の行動指針を作成し、社会的弱者に配慮した救護体制や非常時の情報伝達体制の整備、防災訓練の実施を進める
14			地域に安全安心なまちをつくる（都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み）	地域安全課の新設や区内在職員の拡大など、行政の危機管理能力の向上を図るとともに、各種機関との連携と協働の充実により、「子ども」を含めた様々な取り組みへの体制を整備する。また、情報公開・普及活動の促進やイベント・研修の実施による住民の意識改革を進める。
15			防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援	防災区民組織（201組織）における防災教育及び防災リーダーの育成、地域コミュニティに基づいた自助・共助による住民主体の活力ある防災区民組織の育成、災害時の避難所運営（食料配布など）とともに、高齢者などの災害弱者に対し災害弱者用の福祉施設（未公表）などに避難誘導支援を行う体制強化
15			区内民間事業者との災害協力と帰宅困難者支援	3.5万人と推定される災害時の帰宅困難者の徒歩帰宅を支援する情報提供をする場所や、一時休憩所の指定と飲料水支給等の民間事業者との災害協力体制の構築、都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」の整備、企業の従業員や高校・大学生が被災者の救援活動（ボランティア）を行うよう区と企業・大学等の災害協力協定の締結

7			拡大生産者責任の徹底	生産者がもの生産から廃棄されたものの処理までの責任を持つ拡大生産者責任を徹底し、そのコストを価格に上乗せして消費者が負担する形にする。新宿区は他の自治体とも連携しながら国に法制化を働きかけるべき。流通業界に対しては、リユース容器の普及、レジ袋の有料化、簡易包装などを推進させる
7			ゴミ減量目標値の設定と増強すべき施策	持込ゴミの量などを正確に把握した上で、今後10年間に区内で発生するゴミ量を1/2にするという目標を定め、各主体が果敢に取り組む。家庭ごみの有料化もゴミ減量化に有効な策である。
7			ごみ・資源の収集体制の見直し	まず事業系、将来的には家庭系ごみ収集も区直営ではなく、民間許可業者に移し、コストを削減とサービス向上を図る。資源回収についても民間業者に一本化し、低コストで良質な資源の回収を図る。プラスチックごみ、廃油など回収品目を増やし、一層のごみ減量化を推進。
7			啓発活動の推進	職員によるふれあい指導を充実させ、特別出張所にも拡充する。児童・生徒に対しては環境教育を一層充実させる。区内事業者にも積極的な協力を求める。
7			周知方法の工夫	転入時にごみや資源の分別についての情報を地域に即してより丁寧を提供する。条例によって不動産屋、大家から入居者への指導を義務づける。外国人にもわかりやすいようにチラシを配布したり、絵入りの標識や看板を設置する。清掃・リサイクル関係の住民グループを組織化し、人から人への情報伝達を促進する。
7			再生品の普及	事業者と協力して再生品の開発を推進。再生品販売に協力する店を表彰し、公表する。新入生に再生文具の使用を勧め、再生品の普及と児童・生徒とその親の環境意識の向上を図る。

8			「新宿エコアクション」	温暖化対策メニュー「新宿エコアクション」の作成（家庭部門、業務部門、運輸部門）。2009～12年度では、モデル地区・モデル事業者を設定し促進。2010年度からはモデルの成果を普及させ、取り組みを拡充。2013年度に「新宿エコアクション」の見直し、2015～17年度には区民（世帯）の8割、事業者の6割が取り組んでいる状態を目指す。
8			環境教育	学校教育の現場や生涯教育の現場において温暖化防止等の実践的な環境教育プログラムを整え、拡充する。2008年度に現行プログラムの見直し、2009～10年度に新プログラムの実施。2011～14年度に新プログラムの拡充。2015年度に新プログラムの見直し。
8			情報共有	具体的な取組の状況などを環境学習情報センター等の情報発信機能を活用して発信する。また、シンポジウム、ワークショップ等の交流の場を定期的に設け、共有化を促進する。区の環境施策・事業の積極的な周知。（いずれも2008～17年度）
8			重点地区・テーマ	区、地区協議会等が地球温暖化防止についての重点地区や重点テーマを設定して、商業地域、業務地域、住宅地域等を対象に技術導入を図る（2008～12年度）
8			経済との融合	継続的な取組が展開されるよう、経済的な規制と誘導を区が都・国との連携の下、提供する。（2013～2017年度）国等の関連事業を活用して、重点地区・重点テーマに取り組む。（2008～12年度）

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち

1 地域の個性を活かしたまちづくり

地区まちづくりを支えるしくみづくり
多様な主体によるまちづくりのしくみづくり(地区協議会のまちづくりへの参画)

参画協働のまちづくり手法の開発
土地利用の適切な誘導
周辺環境と調和した再開発の推進
住民主導による地区の個性を生かした地区計画によるまちづくり

2 ぶらりと道草したくなるまちづくり

楽しく歩けるネットワークづくり

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着。				
8			率先的取り組み	区が管理する施設を対象に現行および将来的な技術対策を計画的に導入し、区民の対策意識向上を図る。(2008～17年度)
8			23区の連携	対策効果をより促進するため、23区の環境政策の連携を強化し、温暖化防止効果を拡大する。(2010～17年度)
9			地域通貨(エコマネー)の導入	環境に係る区民の協力や労力(清掃、緑化等)と環境に係るサービスや商品(環境配慮商品等)とを交換する地域通貨の仕組みを導入する。また、下記の指標として用いることもできる。
9			環境配慮評価制度の実施	エネルギー消費が少ない、包装用品に特別な配慮をしている、環境配慮型商品を積極的に販売しているなど、環境に対する配慮が特に優れている事業所を第三者が評価し、区が表彰するとともにその内容を公開する。
9			グリーン入札制度の導入	環境認証を取得している事業者や、環境配慮評価制度で表彰された事業所から、区は優先的に物品調達する制度を実施します。

1	環境修復回復型ミティゲーション(代償)制度	開発を行って失った緑などを他の場所や他の手法で確保する、新宿方式のミティゲーション制度の制定。 ・新宿基準(高度経済成長期以前の水辺と緑の量的基準値)の設定、開発、立地規制、環境への負荷の最小化、代償措置(基金への代償金納付)
2	地区協議会を核とした地域の景観計画の策定	地区協議会が先導し、住民、NPO、各種まちづくり団体に必要に応じ行政を加え、景観計画策定に向けて景観協議会を設置、計画の規模に応じて必要な合意形成を経て、行政の支援等により実施体制を構築
5	管理方法の切り口についての提案	周辺住民も含め、歩いて楽しい歩行者ネットワークと一体的な緑の配置検討、低層部のビルの屋上緑化、区民・行政を含めた維持管理の仕組みづくり、超高層ビル群におけるソフト面の避難安全対策の向上、高齢者関連施設・スポーツ施設の併設
4	自治に置ける「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にします。	身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもだめなら、区、都、国へと、小さな組織を次の大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」の明確化
4	地区計画のまちづくりとまちを保全するための新しい都市計画制度の導入	各地区やまちの意志を尊重した「地区計画」にもとづく都市計画制度の導入
4	自治活動の柱立てとしてまちづくりを位置づけ区民の多様な参加を誘う体制づくり	まちづくりへの様々な主体の参加の積極的な呼びかけによる実現
4	企業の地域参画の仕組み作り	英国における「グランドワークシステム」のような、企業のスポンサー制による環境改善やまちなみ景観保全などの制度導入など、公的活動参加のインセンティブを高めるための制度の整備
4	まちづくり情報の普及・共有方策	住民提案は短期的な効果のみを重視し、都市計画としての長期的視野に欠けるとの懸念を払拭するため、まちづくりに関する情報を区民や地域に普及・共有していくための方策を講じる
4	地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立	都市整備に関する予算に各地域の要望を反映するため、区の予算組みの際、地域からの要請を合理的に盛り込む、事業提案制度の導入
3	民間と行政の協働による街づくり	商業地区の賑わいと魅力の創造に対する商工業者等の積極的な関与を促す。具体的には、モールの利用・維持管理組織としてのTMOの活用や、イベント等の実施に際する民間ノウハウ・資金の活用などをはかる。

2	景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進	区は都の同意を得て都に代わり、景観法に基づく景観行政団体として、景観法の活用による地域の提案に基づき、建物高さの統一、景観を阻害する建物や色の制限、壁面位置の統一、景観上重要な公共施設(道路、河川、公園など)の整備、景観保全建物(景観重要建造物)・樹木(景観重要樹木)の指定と保全、内外への景観のアピールなどを実施
2	再開発の歴史と伝統を生かしたまちづくり	日本を代表する高層ビル群の都市景観である西新宿活用(賑わい空間やビル間交流によるIT社会・高齢化社会への対応、低層部や地下などを使った回遊できるヒューマンスペースづくりなどによる、景観資源としての価値の区民への提供と未来への継承)
2	超高層建築の計画とデザインなどに関するガイドラインづくり	超高層建築物の建築条件として高さだけでなく低層部の周辺との連続性やオープンスペースや緑の導入、周辺からの景観に配慮したデザインの留意事項などについて、地域のまちづくり協議会などと連携した合意形成システムの構築と強制力のあるガイドラインの導入
5	新宿超高層ビル群の魅力開発計画	駅と中央公園を結ぶ遊歩道整備、交通量の少ない道路の多目的利用や歩行者優先空間の創出、駅西口における歩行者優先地区の設定、超高層ビル2階部分又は地下1階の「歩いて楽しい」回遊空間づくり
5	西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進	地元の気運を受けた公共によるサポート(都市計画、再開発手法、生活道路・地下道・駅の基盤整備等)、西新宿3丁目地区における拠点地区形成のための基盤整備
5	西新宿エリア内での再開発プロジェクトの推進	地元の気運を受けた公共によるサポート(都市計画、再開発手法、生活道路・地下道・駅の基盤整備等)、西新宿3丁目地区における拠点地区形成のための基盤整備
5	超高層と公共建築の使い方	西新宿4丁目南地区における民間主導の複合施設(公共施設と民間施設)開発の促進
4	まちづくりのための税制上の支援制度の検討	保全型まちづくりを推進する上で地域が必要とする景観や文化等に資する不動産等について、まちの資源として維持存続、活用する場合の、土地や建物の相続に関する税の特例措置などを検討し、地域資源の継承を支援する
4	界隈を活かしたまちづくり-「歴史地区」の制定	「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、魅力に富んだ既存の界隈を活かしたまちづくりを進める。
3	歌舞伎町の再生、活性化	風俗営業からの脱却をはかり、多種多様な文化の体験や新たな産業の誘致、小區画土地の再開発などにより、老若男女が集えるまちとして歌舞伎町を再生する。

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

3 歴史と自然を継承した美しいまちをつくる

歩行空間の景観の改善
みどりとゆとりある歩行空間の整備
回遊性のある歩いて楽しいまちづくり
安心して歩ける道路環境の整備
歩行空間のバリアフリー化

身近な公園のリニューアル
区民との協働による魅力あふれる地域の公園づくり

まちの「広場の利用」の推進

個性的で美しい景観づくり
自然・歴史的景観の保全
都心としての近代的景観の向上
電線類地中化による道路の景観の向上
景観地区の指定
超高層ビル、新宿駅における街並みのルールづくり

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するというを意味していません。				
5			街路樹に特色を持つ街路づくり	道幅に応じた街路樹が灌木かを選択、歩道と車道間の区切りとしてグリーンベルトを設置
3			魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する	放置自転車の撤去や看板・建物のデザインコントロール、道や広場の拡充や街路樹整備などにより、気持ちのよい街並みや景観や誰もが快適に歩行できる潤いのある都市空間を作り出す。
3			新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高め、歩いて楽しい、歩きたくなる街とする。
5			遊歩道の整備を促進	遊歩道は幼児と老人、障害者も安心して散歩できるものとする、遊歩道の素材は土またはチップ材の使用を原則とする
6			安心して歩きたくなるまちづくりの推進	環境に優しい公共交通を整備し、都心への自動車の流入を規制するとともに、駐車場の整備、生活道路の抜け道の規制、自転車の活用の推進等に係る施策の推進を行う。
6			多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)	外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進
6			歩行者天国(車と自転車乗り入れ禁止)	「線での解放区」として、新宿通りを通常歩行者天国に、また、「新宿御苑横～四ツ谷出張所」までを一方通行化、土日歩行者天国にする。「面での解放区」として、各地区を4分割して、日曜日ごとに面での歩行者天国を実施。
3			にぎわいと魅力あふれる街/「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
3			魅力的な街並みや良好な景観、快適な歩行空間を整備する	放置自転車の撤去や看板・建物のデザインコントロール、道や広場の拡充や街路樹整備などにより、気持ちのよい街並みや景観や誰もが快適に歩行できる潤いのある都市空間を作り出す。
3			新宿の賑わいの最大拠点・新宿駅周辺地区の活性化	新宿駅周辺の歩行者優先地区の拡大や設置、新宿駅東西自由通路の早期実現、新宿駅西口の地上歩行者ルートの創設などにより、新宿駅周辺の回遊性を高め、歩いて楽しい、歩きたくなる街とする。
6			新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり	子ども達の目線に立った、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地などの見直し・改善、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合えるための公園づくり
10			近隣地域の公園(ポケットパーク)を整備利用して「地域交流」の拠点にする	近隣地域の公園を気軽に人が集まれる場所に変え、地域コミュニティづくり等の拠点として整備
13			区立公園の見直しと改修	地域の利用者の意見やアイデアを取り入れたワークショップ方式などによる既存公園の改善
13			公園の維持、管理について	公園愛護会や公園サポーターなどの制度の再検討など、区民と行政の役割分担の明確化による、見直し、改修された公園の維持、管理
13			公共施設の見直し再編	現在の児童館、ことぶき館、社会教育会館などの見直し、再編、統合
5			魅力ある公園づくりの推進	周辺の環境を考慮した特色ある公園づくり、公園相互のネットワーク化、樹木、草花をベースとした公園づくり、新宿御苑の区民の森としての開放、公園の管理運営の地域住民やボランティア団体、NPOへの移管、外濠を整備し公園としての機能を付加、都立戸山公園の区への移管による森林公園としての整備
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するというを意味していません。				
1			時空間の連続性を重視したまちづくり 地形を活かした都市計画	地形風土マスタープランの新設、まちづくりと一体となった水辺とみどりの整備事業、地形の大規模変更の禁止条例の制定、歴史的に危険な「下町低地」の防災性の向上など下町低地地区に重点的に資源を投入するまちづくり
2			地域からの視点と発想による景観資源の調査、発掘	「景観コンテスト」等による区民自らの手による景観形成の提案、地区協議会による提案の集約と実践
2			地区協議会を核とした地域の景観計画の策定	地区協議会が先導し、住民、NPO、各種まちづくり団体に必要に応じ行政を加え、景観計画策定に向けて景観協議会を設置、計画の規模に応じて必要な合意形成を経て、行政の支援等により実施体制を構築
2			景観法の活用と地域と協働した景観施策の推進	区は都の同意を得て都に代わり、景観法に基づく景観行政団体として、景観法の活用による地域の提案に基づき、建物高さの統一、景観を阻害する建物や色の制限、壁面位置の統一、景観上重要な公共施設(道路、河川、公園など)の整備、景観保全建物(景観重要建造物)・樹木(景観重要樹木)の指定と保全、内外への景観のアピールなどを実施
2			身近な街並みの改善や整備	まちかどアメニティスポットづくりや景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の撤去や修景等の対策、ゴミ対策や不法駐輪対策など、身近な街並みの改善においては、行政はその権限を住民に委ね、条例の修正、経費の助成等をもって地域から快適な景観の形成を推進

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり
 アユが喜ぶ川づくり
 施設の緑化推進
 豊かな自然の保全
 公害の防止と良好な生活環境の保全
 環境教育の推進
 環境保全型まちづくりの仕組みの構築

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着。				
	2		歴史的建造物等の保全・活用	地区登録文化財の指定と保全（周辺地区における街並景観向上を図ることを条件とした容積率等の規制緩和、国指定文化財と同等の相続税評価額の減額、固定資産税減免等の税制上の優遇措置制度の新設、住宅金融公庫、日本政策投資銀行等の融資制度活用を可能とする事業認定、民間融資利用時の利子補給制度の新設、区内の公共所有の歴史的建造物のPFI法を用いた修復、維持管理、歴史的な建造物の利活用に向けた所有者と事業者の仲介）
	6		美しく潤いのあるまちづくりの推進	高層ビルの建設に関する地域との事前調整、町名やガード下等への壁面を通じたまちづくりへの意識の醸成、住環境に関するインフラ整備に係る予算の情報開示
	5		超高層マンションについて	超高層マンション開発の抑制（地域の治安悪化、高い維持・管理コスト、都市景観の阻害、子どもの成育環境への影響、住民の健康への悪影響等）
	5		超高層と立地	立地ガイドラインの作成（超高層建物の定義、建築可能な地区設定等）、利用条件の規定による超高層マンションに「住むことによる害」の除去（子育てには利用しない等）
	4		界隈を活かしたまちづくり - 「歴史地区」の制定	「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、魅力に富んだ既存の界隈を活かしたまちづくりを進める。
	4		文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、これらと歴史地区、文化・歴史拠点等をネットワーク化した新宿区史跡巡りコースを、区民等の発案によるものも含めて設定する。また、神楽坂等の美しい坂について、斜面緑地の再生整備などのまちづくりガイドラインを策定する。

	6		新宿に育つ子どもが豊富な体験・経験ができる生活環境づくり	子ども達の目線に立った、建物の配置、道路の舗装や街路樹、植込み、路地などの見直し・改善、土や草や木や虫など身近な自然と触れ合えるための公園づくり
	1		玉川上水の復活	玉川上水の開渠化、親水空間としての再生に向けた新宿区、区民の共同による取り組み
	1		みどりの風を感じるまちづくり	神田川沿いを緑のみちで囲み、河川には水はけの良い芝生の遊歩道を通すことによる、水辺を再生と「新宿の森」の整備、台地と低地の境界にある斜面緑地の保全と再生を図る斜面緑地ガイドライン、開発規制条例の策定
	5		青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	子どもたちに自然や農林業体験機会を提供する、山村地域の自治体と提携した農山村訪問交流をPTAも参加して実施。中山間地域（たとえば水資源地域）に新宿区による「区民の森」を育成。併せて「区民の森基金」や「卒業記念植樹エリア」を設置。全ての子どもたちの自然体験を保障する。
	5		住宅地の生垣整備を促進	住宅街のコンクリートブロックの撤去とみどりの塀(生垣)の設置推進、生垣の設置には区における助成金措置等の一層の充実化を推進、塀が除去されたことによる防犯上の問題は区と地域住民との話し合いで解決
	5		屋上緑化、壁面緑化の普及促進	ビル・擁壁等の緑化は蔓性植物を使用して促進、長期にわたる大規模な工事現場の塀は緑化を義務付け、新設の中・低層ビルには税制面の優遇策を適用し屋上緑化を義務付け
	5		青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	子どもたちに自然や農林業体験機会を提供する、山村地域の自治体と提携した農山村訪問交流をPTAも参加して実施。中山間地域（たとえば水資源地域）に新宿区による「区民の森」を育成。併せて「区民の森基金」や「卒業記念植樹エリア」を設置。全ての子どもたちの自然体験を保障する。
	2		身近な街並みの改善や整備	まちかどアメニティスポットづくりや景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の撤去や修景等の対策、ゴミ対策や不法駐輪対策など、身近な街並みの改善においては、行政はその権限を住民に委ね、条例の修正、経費の助成等をもって地域から快適な景観の形成を推進
	6		ゴミの落ちていないきれいなまちづくりの推進	協議会組織などにより、住民・企業・地域団体・行政が長期的・継続的に協働してまちをきれいにする。行政独自の清掃対策の強化。環境サポーターによる区内巡回、区への報告制度の創設。自動販売機設置に伴う空き缶処理等の責任を強化する。
	6		多文化・多様性の新しい環境対策の推進（あれもあり、これもあるまち）	外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進
	4		だれもがいきいきと生きるまちをつくるために	1人1人が簡単な「まちの掃除」に取り組むことで、結果的に犯罪抑止につながり安全で活気のあるまちを実現する。
	5		青少年を中心とした「自然体験環境教育プログラム」の提供と「区民の森」育成	子どもたちに自然や農林業体験機会を提供する、山村地域の自治体と提携した農山村訪問交流をPTAも参加して実施。中山間地域（たとえば水資源地域）に新宿区による「区民の森」を育成。併せて「区民の森基金」や「卒業記念植樹エリア」を設置。全ての子どもたちの自然体験を保障する。
	5		学校教育における環境教育体験学習の導入	授業を活用した体験学習の拡充（ボランティアやスクールコーディネーターの協力を得る）。具体例としては、校内での井戸掘り体験、雨水タンクの設置による環境、水資源、災害対策学習の実施。No ² カプセルの使用、校内の落ち葉を使った堆肥づくり、ピオトープを全面的に設置し、コストをかけない体験学習の実施
	5		地域単位に「環境改善センター（仮称）」を開設し、環境改善に向けたコミュニティセンター的な役割を設定	既存施設を活用する。近隣（地域住民、企業、商店など）を主体とするボランティアリーダーが常駐し、まちづくりを支援。近隣を核とした地域ごとのごみ分別学習会等の開催。集合住宅の所有者、管理人に対して入居者へのゴミ排出方法の講習を実施。集合住宅に対する環境インストラクター訪問巡回サービスプログラムの導入。自転車マナー教育プログラムを運営し、区内で自転車に乗るためには講習を受けることを義務づける。
	5		「新宿 地域情報センター」の設置による地域（まち）・文化・環境情報の発信	環境への理解を促進するため、「環境学習」をテーマとしたハイキングコースを設定する。新宿まち歩き支援センターを地域情報センター内に設置し、まち歩きに有益な情報を提供するほか、ガイドの実施、環境教育インストラクターの養成等をおこなう。
	5		市民参加による「環境保全ボランティア制度」の創設（ボランティア養成・活動）	環境ボランティア制度を創設し、区として社会で認証される仕組みと位置づけを明確化する。参加実績に応じてボランティアリーダーなどを指導者として任用。
	5		ボランティア活動に対するエコマネー制度の導入	ボランティア活動に参加した人（企業、商店も含む）がエコマネーによる「参加ポイント制」などの特典を受けられるような制度を導入。協力者である公共施設や企業、商店でエコマネーを利用できる環境を創る。エコマネーによるボランティア基金制度を創設することで「区民の森」育成の資金源とする。
	5		具体的な活動の場の設定	新宿区立環境学習情報センターの情報発信機能と連携し、～の具体的な活動の場を設定し、行動を始める。

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく

1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

まちの美化の推進

歩きタバコ防止対策の推進
ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進
まちの美化に向けた指導の強化

文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

文化財保護の推進
文化・歴史を活かしたまちづくり
新宿文化人の発信
新宿古典芸能ルネッサンスの支援

新しい文化・観光の創造・発信

新たな文化・観光の芽を育む仕組みづくり
新たな情報発信の仕組みづくり
新宿ブランド、地域ブランドの発信
区民が創る、新宿文化

区 民 会 議 提 言

大	中	小	提言	内 容
---	---	---	----	-----

(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着していません。

2			身近な街並みの改善や整備	まちかどアメニティスポットづくりや景観を乱す道路不法使用への対策、不調和な看板の撤去や修景等の対策、ゴミ対策や不法駐輪対策など、身近な街並みの改善においては、行政はその権限を住民に委ね、条例の修正、経費の助成等をもって地域から快適な景観の形成を推進
6			ゴミの落ちていないきれいなまちづくりの推進	協議会組織などにより、住民・企業・地域団体・行政が長期的・継続的に協働してまちをきれいにする。行政独自の清掃対策の強化。環境サポーターによる区内巡回、区への報告制度の創設。自動販売機設置に伴う空き缶処理等の責任を強化する。
6			多文化・多様性の新しい環境対策の推進(あれもあり、これもあるまち)	外国人の地域活動への参加促進、交通弱者のための道路のバリアフリー化の推進
4			だれもがいいきと活きるまちをつくるために	1人1人が簡単な「まちの掃除」に取り組むことで、結果的に犯罪抑止につながり安全で活気のあるまちを実現する。

4			文士村と漱石山房、紅葉、ハーン記念館の創設	文学案内板、文人マップの設置、文学散歩コースなどの設定により、新宿が文人たちのふるさとであることを広く知らしめる。また、併せて漱石山房や紅葉、ハーン記念館などを設立する。
4			区民学芸員の養成と在野の専門家の活用	区民ボランティア育成のための養成プログラムを構築する。また、すでに始まっている文化財ガイドの養成講座と連動し、一般/専門コースの設定や検定試験の実施を行う。これらにより、団塊世代を中心とした区民の活用をはかるとともに、退職した大学研究者等の活用もはかる。
4			地域の歴史を掘り起こし、地域学から新宿学へと誘う	地域史や商店外資、風俗史等の社会史研究から民間企業の生い立ちまで、区民の自主研究による地域学の誕生を促し、総合的新宿学の構築を目指す。そのため、教育委員会や歴史博物館は、区民との協働によるリーダー育成や資料提供、講師派遣等を実施する。
4			庶民の古典芸能ルネッサンス	三遊亭円朝の旧宅を取得して、資料館を兼ねた円朝記念館を建設し、区民運営による企画/催しを展開する。こうした落語を中心として、日本の大衆的伝統芸能の企画を展開し、新宿に古典文化の文芸復興をはかる。
4			古典文化・古典芸能を「新古典」形式で試み味わう	既存の地域資源を活用し、古典芸能の革新による「新しい古典芸能」を創造する。
4			境界を活かしたまちづくり - 「歴史地区」の制定	「歴史地区」を新たに制定し、消防施設の配備など防災に配慮しつつ、魅力に富んだ既存の境界を活かしたまちづくりを進める。
4			文化・歴史の道、坂を活かしたまちづくり	坂を新宿の地形的資源、歴史的遺産ととらえ、これらと歴史地区、文化・歴史拠点等をネットワーク化した新宿区史跡巡りコースを、区民等の発案によるものも含めて設定する。また、神楽坂等の美しい坂について、斜面緑地の再生整備などのまちづくりガイドラインを策定する。
4			文化・歴史の掘り起こしと発信	様々な地域資源を区民が掘り起こし、それらを紹介するガイドプレートの設置やマップ作成・配布、コンシェルジュ制度の導入などにより発信していく。さらに地域や地区のアイデンティティとして、町名の由来を遡る解説を発信する。
4			文化資源の保護と文化環境づくり・駅構内アートミュージアムの創設	駅ビル建設時に、「市民アートミュージアム」を新設し、美術館専門ボランティアが運営する。また、区民は教育委員会などと連携し、各種文化財の総合的な把握と保護を図るとともに、有休学校施設などと連携したミニ博物館の開催など、地区単位での文化環境の拡充を図る。
4			いにしえの地名を将来に残し、それを観光資源にする	古くからの地名を紹介するとともに、切絵図などや当時の生活の復元図などを盛り込んだ「タイムスリップ案内板」を設置し、まちの持つ歴史を伝える。
10			江戸文化を参考にした「持続可能な社会」の具体的なイメージづくり	江戸の「共生」、「循環」の具体的な取り組みや地域コミュニティ形成を学び、参考とする
4			遊歩空間としての路地文化を継承し、路地を保全する	神楽坂などの独特の路地文化を保存するため、官民一体となった保存構想を早急に制定する。

3			価値ある情報の流通を確立する/文化情報ネットワークの構築	図書館などを文化に関する情報センターとし、レクチャーの開催や地域の芸術家・愛好家の交流を促進させることで、人的なネットワークを構築し、区民の芸術に対する親近感を醸成する。
3			区民自身が表現者として、新宿の文化を担う	区内の専門家、団体との協力により、区民が気軽に参加できる芸術講習会の開催やフェスティバルの開催により、区民の質の向上を目指す。
4			いにしえの地名を将来に残し、それを観光資源にする	古くからの地名を紹介するとともに、切絵図などや当時の生活の復元図などを盛り込んだ「タイムスリップ案内板」を設置し、まちの持つ歴史を伝える。
4			「アートのまち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する	地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家と区民との交流を促進し、付加価値の高い製品の開発と供給が可能となる「新宿ブランド」の確立を目指す。
3			来街者がまた来たくなるまち	区民による情報共有や自らの経験を生かした情報提供を進める。またこうした活動を支えるため、区は「新宿遺産」の認定や「観光コンシェルジュ」の創設などの制度を構築するとともに、ホームページ等を活用したPR体制の構築と来街者の意識把握を行う。
3			新宿らしい都市文化(大衆文化)を創造し発信する	映画、映像、アニメなどの制作工房の立地誘導や芸術家等の居住促進、新宿らしい娯楽等の創造によって、新宿駅周辺の多様なまちの文化、娯楽の遺産を受け継ぎ、新しい時代における新宿文化を生産・発信する。
4			残したい「戦後風俗新宿遺産」を創設する	「戦後風俗新宿遺産」を創設し、新宿ゴールデン街を第1回新宿遺産として認定し、長く残す。また神楽坂和加菜旅館などの登録を検討する。
4			新しい祭の創造で、地域の連帯と一体感の創出をはかる	伝統的な祭りと並行して、誰もが気軽に参加できる新しい祭りをつくり、その中で新しい地域アイデンティティを創出する。これらの祭りは、従来の町内会・商店会などの垣根を越えた新しい組織で運営する。

まちづくりの基本目標

個別目標：基本目標を達成するために設定する目標

基本施策：個別目標の実現に向けた基本的施策

(注)
は基本施策の具体的内容の例示

2 ひと、まち、国の交流が創るふれあいあるまち

文化創造の基盤の充実

ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充
新しい文化創造を担う人材の育成
新宿文化・観光コンベンション協会の創設

文化と観光・産業との連携

地元企業と文化・芸術家との交流・連携促進
歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興

誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり

個性的で顔の見える商店街づくりへの支援
まちづくりと連携した商店街の活性化支援

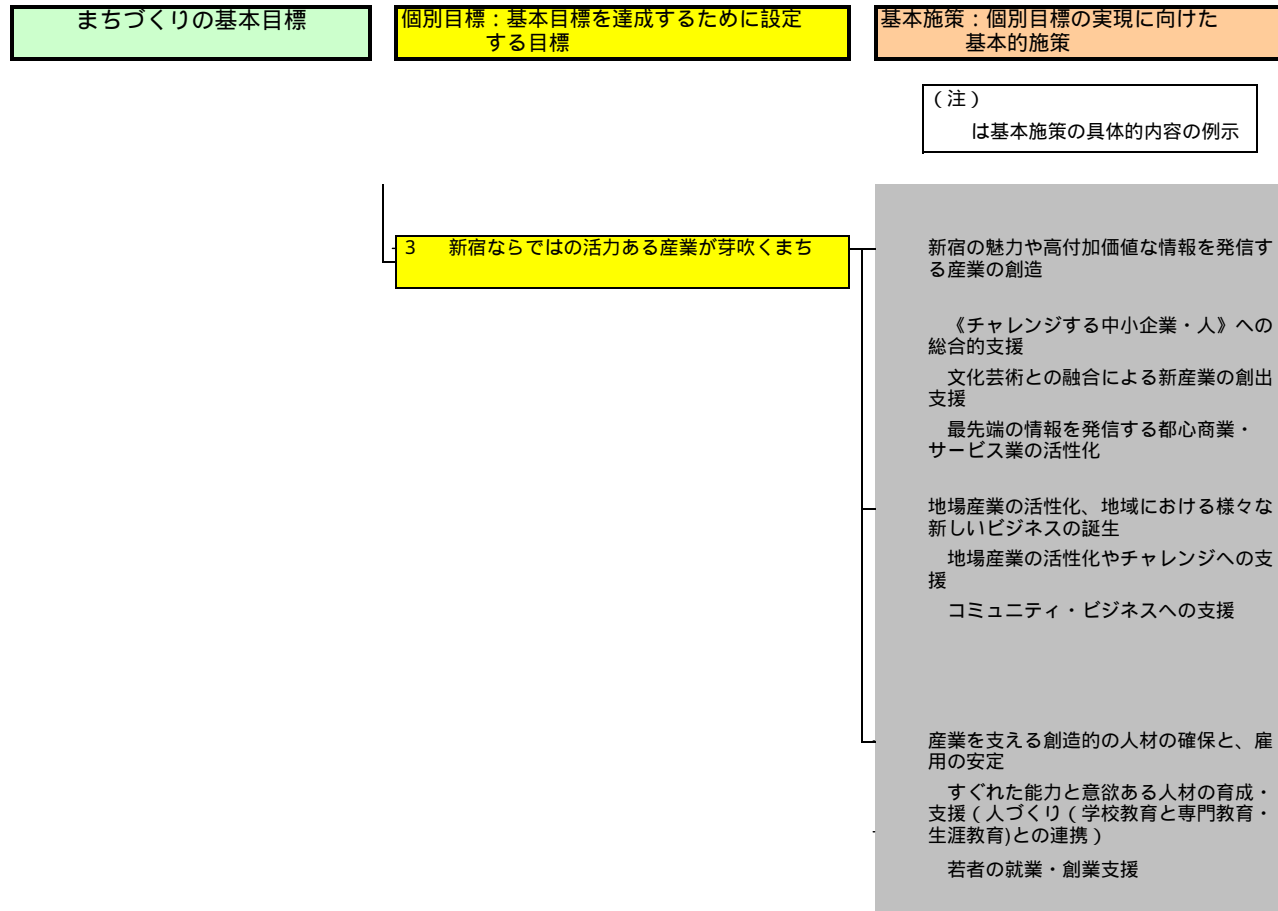
若者による新しい文化の創造

若者のアイデアを形にする場の提供と支援の仕組みづくり
若者の活気を生かしたイベントの充実

多彩で豊かな国際交流の推進

海外友好提携都市との市民レベルの相互交流
友好都市等との住民同士の相互交流

区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容
(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化するという意味ではありません。				
8			「情報センター」は生活情報の多角化とヒューマンネットワークの構築	区民生活に直結した情報を提供するとともに、既存の各種公共施設とのネットワークを構築することで、情報の一元化を図る。また、コンシェルジュ機能を強化し、区民の情報利活用をサポートする。
8			「情報センター」の早期実現のため委員会設置	行政・区民・専門家からなる委員会を立ち上げ、区民ニーズを幅広く把握しながら「情報センター」の立案・構築を進める。また、行政は必要なシステム開発を積極的に実施し、情報センターの早期実現を目指す。
8			区民がつくる「区民の、区民による、区民のためのメディア」を設立します。	区民自らが真に必要な情報を発信し続ける「区民メディア」を育て上げるとともに、区民メディアを支える人材を育成する「区民メディア大学」を創設する。
3			区内の芸術家・芸術団体の認定・登録とその活動への支援	区内の芸術団体・芸術家を登録し、区の事業やアマチュア指導などの活動に参加してもらうことで、区民との交流を図り、区民を地域の芸術団体・芸術家のサポーターとして育てていく。
3			空き店舗、廃校などの空間の芸術目的への積極的な活用と民間施設との認定	民間による小劇場やライブスペースを準公共的な施設として位置づける。様々な空き店舗・空き事務所や廃校などの公共施設を、小劇場に転用するなど、芸術目的での活用を図り、ある特定の地域を芸術村・アトリエ村として発展させる。
3			国際芸術村、次代の芸術家の誘致	新しい、若い才能を受け入れるために、民間アパートなどを活用しながら、若い世代や外国人芸術家などの居住を保障する補助制度を整備する。
3			子どもや青少年とアートとの接点の拡大	学校における芸術教育の充実や地域の文化活動の支援により、子どもや青少年が文化に接する環境を提供する。
4			区民学芸員の養成と在野の専門家の活用	区民ボランティア育成のための養成プログラムを構築する。また、すでに始まっている文化財ガイドの養成講座と運動し、一般/専門コースの設定や検定試験の実施を行う。これらにより、団塊世代を中心とした区民の活用をはかるとともに、退職した大学研究者等の活用もはかる。
4			文化資源の保護と文化環境づくり - 駅構内アートミュージアムの創設	駅ビル建設時に、「市民アートミュージアム」を新設し、美術館専門ボランティアが運営する。また、区民は教育委員会などと連携し、各種文化財の総合的な把握と保護を図るとともに、有休学校施設などと連携したミニ博物館の開催など、地区単位での文化環境の拡充を図る。
3			区内の芸術家・芸術団体の認定・登録とその活動への支援	区内の芸術団体・芸術家を登録し、区の事業やアマチュア指導などの活動に参加してもらうことで、区民との交流を図り、区民を地域の芸術団体・芸術家のサポーターとして育てていく。
3			来街者がまた来たいまち	区民による情報共有や自らの経験を生かした情報提供を進める。またこうした活動を支えるため、区は「新宿遺産」の認定や「観光コンシェルジュ」の創設などの制度を構築するとともに、ホームページ等を活用したPR体制の構築と来街者の意識把握を行う。
3			新宿らしい多様性を楽しめるまち	区民自らが多様性に対する共通理解を進め、様々な企画を通じてこうした多様性を来街者にアピールし理解してもらう仕組みを構築する。区はこうした活動を支える環境づくりや来街者の意識の把握を行う。
3			にぎわいと魅力あふれる街 / 「歩きたくなる街」「歩いて楽しい街」	個性豊かな店舗や楽しいイベント、様々な情報の提供といったソフト面の取り組みのほか、歩車分離により歩行者が安心して楽しむことができる空間を整備することで、賑わいと魅力あふれる街をつくりだす。
4			地域の賑わいと顔の見える商店街づくり	店主自らの誇りと感性により個性的な魅力ある店作りを進める。さらに、地域ブランドづくりや地域とのコミュニケーション構築など、地域に賑わいを作り出す商店街を目指す。
4			顧客参加の商店会の新しい波	地域商店会活性化のために、居住者の商店会への参加を促し、商品構成やイベントなどを住民と一体となって検討する。またその結果得られる利益を地域の介護や環境へ還元する。
1			地域商店や企業と連携した若者によるイベント企画	商品企画やイベント企画に参加協力する機会を若者に提供することで、商店・若者それぞれにメリットをもたらす。さらに区がそうした情報を発信することで、若者がチャレンジできる活気あふれる街としてのイメージを構築する。
1			若者発のアイデアを産む場の確保・バックアップ	青少年自らが企画・維持管理に携わる、青少年が集まる「拠点」を確保する。また、青少年自立のための(仮称)「ジュニア市民会議」と連携し、青少年の潜在的な能力を引き出す機会を提供する。
4			新しい祭の創造で、地域の連帯と一体感の創出をはかる	伝統的な祭りに並行して、誰もが気軽に参加できる新しい祭りをつくり、その中で新しい地域アイデンティティを創出する。これらの祭りは、従来の町内会・商店会などの垣根を越えた新しい組織で運営する。



区 民 会 議 提 言				
大	中	小	提 言	内 容

(注) この「区民会議提言」の分類については、左記の体系を検討するにあたり、該当すると思われる事項を仮に整理したものです。この項目を事業化すること并不意味着していません。

	3	新たな産業、企業の苗床づくりを	大学などの高等教育機関と芸術家との接点を積極的に設け、学生が「ホンモノ」の芸術との接点を持つことができる機会を提供するとともに、在学生や卒業生のための工房を整備し、新しい文化・産業を生み出す人材を育成する。
	8	新宿区立産業会館（BIZ）を観光、ビジネス支援、商店会、産業界の拠点として再構築	消費者、在勤者、行政、関係団体、学識経験者等からなる活性化会議を設置し、産業活性化のための検討を行ったり、商工関連の情報収集・発信を担当させるなど、新宿区立産業会館の役割を再構築する。

	4	地場産業と居住の共存するまちづくり	工場の集約や、公開空地がある住宅・地場産業である建築物について容積率緩和をはかる「地場産業のための総合設計制度」の制定により、地場産業と居住の共存するまちづくりをすすめる。
	4	伝統産業の継承を支援する仕組みづくり	伝統産業をネットワーク化し、工房直営によるミニショップ運営などの新しい工夫の奨励や作業環境の改善等への支援を行う。併せて新規参入希望の若者の誘致等による後継者確保や技術者の認定制度の導入等により、伝統産業の継承を支援する。
	4	「アートのみち・新宿」を新宿ブランドの確立定着に活用する	地域の伝統産業に従事する専門技能者や芸術家と区民との交流を促進し、付加価値の高い製品の開発と供給が可能となる「新宿ブランド」の確立を目指す。

	3	新たな産業、企業の苗床づくりを	大学などの高等教育機関と芸術家との接点を積極的に設け、学生が「ホンモノ」の芸術との接点を持つことができる機会を提供するとともに、在学生や卒業生のための工房を整備し、新しい文化・産業を生み出す人材を育成する。
--	---	-----------------	---